

Sengokuyama Journal  
of Buddhist Studies  
Vol. X, 2018

仙石山仏教学論集 第10号 (平成30年)

韋諗撰『注大般涅槃經』の現存諸本について

青木佳伶

# 韋諗撰『注大般涅槃經』の現存諸本について

青木佳伶

はじめに<sup>①</sup>

『注大般涅槃經』<sup>②</sup>は、中國の唐代益州導江縣の縣令であつた韋諗（生没年不詳）が著した大乘『大般涅槃經』の注釋書である。三十卷の内、現在六卷の存在が確認されている。いずれも國指定重要文化財及び滋賀縣指定文化財となっている。國指定重要文化財でありながら、今まで本注釋書について書かれた研究論文は、管見によれば、坂本廣博氏の一篇のみである。<sup>③</sup>

二〇一七年七月に、卷第二及び卷第十二を京都國立博物館にて、實際に調査することができた。二巻ともに保存状態が大變良く、軸は、紫檀を用いて、その軸の兩端には、嵌め込みの裝飾が施され、紙の質や表装、そして書寫された字を見れば、當時としては經典に準ずるほどの一流の書物として書寫されたことがわかる。そのような丁寧な扱いにも關わらず、『注大般涅槃經』（以下『注涅槃經』とする。）の形跡は、わずかに『東域傳燈目錄』などで確認できるのみで、中國では、流行した形跡はない。また、その扱われ方を比較できるほど、後世に廣く引用されたかという点、まだ調査中の段階ではあるが、その例もわずかである。そのうえ、撰者の韋諗についての傳記も今のところ見つかっていない。

中國の唐の時代で、無名だった一縣令の書いた注釋書が、なぜはるばる海を渡り、大事に書寫され、立派な装丁が施され、天平寫經の一部として、今日まで大事に保存されてきたのか。そこには、どういう意圖や經緯があったのだろうか。推測の域を出ないが、『注涅槃經』が、数少ない「北本」に依據した注釋書であることと何らかの關連性があるのかも知れない。

このように、『注涅槃經』には、未詳な事柄が多く存在するが、本文を精査し讀み解くことで、大乘『大般涅槃經』研究において新たな知見を提供できるかもしれない。また、数少ない現存する「北本」の注釋書に、新資料を追加するという點においても、この注釋書の價値を見出すこともできよう。

現在、六卷の存在が確認できているが、小野玄妙氏の『佛書解説大辭典』<sup>(4)</sup>に収録された時點では、まだ卷第二及び卷第十二の二卷の存在しか確認できなかったようである。また、坂本氏の論文においても、卷第十の存在は把握されていなかったようである。従つて、本論攷によつて、『注涅槃經』の存在が廣く知れ渡れば、ほかの殘卷の發見に繋がる可能性が出てくるのかもしれない。

その最初の一步として、この論文では、まず、重要文化財圖録などに収録されている寫眞資料を用いて、諸本について、現時點でわかっていることをここで紹介したい。實地調査した卷第二及び卷第十二については、本文の校訂及び解讀の作業を進めており、その報告については、検討を深めたのち、次稿にて發表したい。

## 一、資料の『注涅槃經』について

### 一 一、現存諸本について

『注涅槃經』二十卷のうち現存する六卷の詳細は、左記の通りである。

- ◎1 『注大般涅槃經』 卷第二 一卷 縦二六・〇糎、全長一六五九・四糎 奈良時代 三重 西來寺
- ◎2 『注大般涅槃經』 卷第八 一卷 縦二六・〇糎、全長一二八一・〇糎 奈良時代 滋賀 西教寺
- ◎3 『注大般涅槃經』 卷第十二 一卷 縦二五・八糎、全長一二五〇・〇糎 奈良時代 滋賀 聖衆來迎寺
- ◎4 『注大般涅槃經』 卷第十二 一卷 縦二六・〇糎、全長一六六六・六糎 奈良時代 三重 西來寺
- ◎5 『注大般涅槃經』 卷第十四 一卷 縦二六・三糎、全長一一五二・二糎 奈良時代 京都 毘沙門堂
- ◎6 『注大般涅槃經』 卷第十九 一卷 縦二六・四糎、全長一一一三・九糎 奈良時代 神奈川 西方寺

◎ 國指定重要文化財、○ 滋賀縣指定有形文化財

また、これらの現存諸本の寫眞の一部分が左記の圖録にて確認できる。

- 1 『注大般涅槃經』 卷第二 『重要文化財20（書籍・典籍・古文書Ⅲ・佛典Ⅰ）』 卷首の一部分<sup>5</sup>  
『國寶・重要文化財大全7 書跡（上卷）』<sup>6</sup>
- 2 『注大般涅槃經』 卷第八 『重要文化財20（書籍・典籍・古文書Ⅲ・佛典Ⅰ）』 卷首の一部分  
『國寶・重要文化財大全7 書跡（上卷）』
- 3 『注大般涅槃經』 卷第十二 『特別展 神佛います近江』<sup>7</sup> 卷首の一部分  
掲載なし。
- 4 『注大般涅槃經』 卷第十二 『重要文化財20（書籍・典籍・古文書Ⅲ・佛典Ⅰ）』 卷首の一部分  
掲載なし。
- 5 『注大般涅槃經』 卷第十四 『重要文化財20（書籍・典籍・古文書Ⅲ・佛典Ⅰ）』 卷首の一部分  
掲載なし。

草詠撰『注大般涅槃經』の現存諸本について（青木）

『國寶・重要文化財大全7 書跡（上巻）』

6 『注大般涅槃經』卷第十九 『重要文化財20（書籍・典籍・古文書Ⅲ・佛典Ⅰ）』卷末の一部分

『國寶・重要文化財大全7 書跡（上巻）』

『神奈川縣文化財圖録（書蹟篇）』<sup>⑤</sup>  
巻首・巻末の一部分

右記の六巻の内、巻第十及び巻第十二を除く四巻の寫眞の一部分が、文化廳監修毎日新聞社發行の『重要文化財20（書籍・典籍・古文書Ⅲ・佛典Ⅰ）』で紹介されている。本圖録では、巻第二、八、十四の巻首の一部分が、巻第十九は、巻末の一部分が掲載されている。巻第二、八、十四の各巻首には、題目である『注大般涅槃經』、巻數、品名及び肩書が付された選者號が記されている。

現在、文化廳の國指定文化財等データベース<sup>⑥</sup>においても、これらを確認することができる。しかしながら、巻第十のみは、滋賀縣の縣有形文化財の指定となっており、この國指定文化財等データベースには、掲載されておらず、滋賀縣のホームページの縣所有文化財目録<sup>⑦</sup>に記載されている。不思議なことに、同じ目録の中で、滋賀縣は、國の重要文化財指定の巻第八を所有しているながら、巻第十については、縣の指定としている。

また、大津市立歴史博物館のデータベース<sup>⑧</sup>では、大津市の聖衆來迎寺所藏の巻第十には、「黄紙二十五紙を繼ぎ、淡墨界がほどこしてあり、一紙に二十五行、一行に十七字、注は雙行になっている。その巻末に最澄の筆あり、天正九年（一五八一）四月九日玄祐から賜ったことを記す當時の住職眞雄の付箋が貼られている。書寫年代は奈良時代である。」との説明が付されている。聖衆來迎寺の開基は傳教大師最澄である。巻十九が眞言宗の寺院の所藏であるのを除き、残りの五巻は、ともに天台宗系の寺院によって所藏されている。この『注涅槃經』の傳教大師最澄との関係も大變興味深い。

次に、『注涅槃經』に、どのような記録が残されているのかについて検討する。

一―二、目録等での記載について

目録等における『注涅槃經』に關する記載について、最初に挙げられるのは、『東域傳燈目錄<sup>12</sup>』である。同目錄は、平安時代後期の僧であった永超（一〇一四―一〇九六）が著し、嘉保一年（一〇九四）に成立した章疏目錄である。永超は、南都七大寺及び北嶺の比叡山などに存在した經藏を閲覽して目錄を作成したと言われる。<sup>13</sup>また、『大日本古文書（正倉院文書）<sup>14</sup>』の記録についても調査したが、『注涅槃經』に關しては、章詮注と明確に確認できるものはなかった。左記に、高山寺本・大正藏本の『東域傳燈目錄』の掲載内容を転載して比較する。記載における異なる箇所については、傍線を加えた。

〔高山寺本東域傳燈目錄〕 注涅槃經三十卷 大唐導江縣合（令）詮註<sup>15</sup>

〔大正藏本東域傳燈目錄〕 注涅槃經三十卷 大唐導江縣合（令）詮註<sup>15</sup> 大正藏脚注 合（令）壽（大谷大學藏寫本）<sup>16</sup>

章詮には、このほかにも『維摩經』の注釋書がある。『大日本古文書（正倉院文書）』では、『注維摩經』は、章詮注と明記されている。目録等の記載を確認すると、

〔大日本古文書（正倉院文書）〕 注維摩經六卷 章詮註<sup>17</sup>

〔高山寺本東域傳燈目錄〕 注維摩經六卷 大唐導江縣令壽詮註<sup>18</sup>

〔大正藏本東域傳燈目錄〕 注維摩經六卷 大唐導江縣令壽詮註<sup>19</sup>

とある。

また、これらのほかにも、章詮には、『金剛般若經』の注があったこともわかった。この注に關しては、名古屋

章詮撰『注大般涅槃經』の現存諸本について（青木）

韋諗撰『注大般涅槃經』の現存諸本について（青木）

六

屋市にある七寺所藏の『古聖教目錄』（擬題）にその記録が残されている。

金剛般若註一卷 韋諗<sup>20</sup>

この『金剛般若註』の注は、晩唐の栖復（生没年不詳）撰『法華經玄贊要集』の中で引用されている。その内容は、後述するとして、ここでは、ひとまず韋諗の名前の誤寫問題のみを取り上げる。

この注にある二つの引用文は、それぞれ「專諗云」及び「事諗注」から始まるが、では、果たして本當に韋諗を指しているのか。『法華經玄贊要集』の脚注に、「專一作韋」（專、一には、韋と作る）とあることから、「專諗」は「韋諗」の間違いであったことがわかる。また、「專」と「事」は字の形が似ていることから、「事」も「韋」の誤寫だった可能性が高い。

これらの目錄等の記載を見た結果、韋諗の名前が、様々な誤寫によって間違った記載をされていることが確認できた。まとめると左記の通りである。

縣令↓縣合

韋諗↓壽諗・壽諗<sup>21</sup>・婁諗<sup>22</sup>・諗<sup>23</sup>・專諗<sup>24</sup>・事諗

これを見ると、「韋」の字は、「婁」や「壽」の簡體字の「寿」に間違えられやすいことがわかる。なお、東京大學史料編纂所の「大日本古文書データベース」の中の「奈良時代古文書フルテキストデータベース」<sup>25</sup>では、韋諗は、婁諗にて登録されており、韋諗ではヒットしない。というのも、後述の『正倉院古文書影印集十七』の10六頁での「韋」の字は、確かに「婁」のように見えるので、婁諗で登録されたのであろう。

また、表題の『注涅槃經』の「注」の字が、目錄によって、「註」になっているものもあるが、韋諗自身は、「注」の字を使用しているので、本論稿では、「注」にて統一する。

このように、目錄によって、韋諗の名前の記載が違うことがわかった。また、韋諗には、『涅槃經』、『維摩經』

及び『金剛般若經』の注釋書があつたことも、目錄によつて確認できた。

次に、日本や中國で書かれた注釋書の中の引用文という形においても、韋諡の痕跡を見ることができた。しかも、前述した經典以外のものにおいてである。引用したのは、釋中算（九三五―九七六）撰の『妙法蓮華經釋文』である。

爾時上克氏反。釋氏云、是也。捷公云、宜訓是也。今案、――猶是時也。『金剛般若韋諡注』云、――猶此時也。

（爾時、上は、兒氏の反。釋氏云わく、是れなり。捷公云わく、宜しく是れを訓ずるべし。今案するに、爾時は猶おこの時のごときなり。『金剛般若韋諡注』に云わく、爾時は猶おこの時のごときなり。）

このほかに、晩唐の栖復撰『法華經玄贊要集』の中で引用されているものが二例ある。

專諡云、不師其心、而爲心師、名不隨心行也。

（專諡云わく、その心を師とせずして、心の師と爲すは、不隨心行と名づくなり。）

事諡注、經云、狩形人面、而有一角。舊云疑神仙。人人見疑是人非人。又云、馬頭人身能語。

（事諡注、經に云わく、狩形人面にして、一つの角有り。舊に云わく、疑うらくは神仙かと。人人見て是れを人非人と疑がえり。又た云わく、馬頭人身にして能く語る。）

この『法華經玄贊要集』で引用されている最初の「不師其心、而爲心師」の文言は、『大般涅槃經』の「師子吼菩薩品十一」の「願作心師、不師於心」より引用されたと思われるが、隋の吉藏の『法華玄論』卷八にも「當作心師、不師於心」の言葉があるので、韋諡が吉藏を讀んでいた可能性がある。また、二番目の例の「狩形人面、而有一角」の注釋文であるが、これは、『法華經』卷二〈序品一〉の中において「四、緊那羅」の箇所を説明す



る内容であろう。隋の智顛の『妙法蓮華經文句』卷二（序品）にも、「四、緊那羅、亦云眞陀羅。此云疑神、似人而有一角、故號人非人。」<sup>34</sup>とあるので、智顛も同じような内容で注釋を施していることがわかる。この二例の引用文から、恐らく韋諡には、『法華經』關する注釋書も存在したのではないかと推測できる。

以上で、目錄等及び引用文から韋諡の名前の誤寫の問題及び存在したであろう著作について検討してきた。では、韋諡はどういう人物であったか。『注涅槃經』卷首に記されている「導江縣令韋諡」から、次項にて検討したい。

## 二、撰者韋諡について

『注涅槃經』の現存する諸本の卷首には、『注大般涅槃經』の題目、卷數、品名、そして「導江縣令韋諡注」と記載されている。撰者の韋諡についてであるが、残念ながら、残されている史傳を見つけないことができなかった。韋氏という姓は、漢代から唐代まで綿々と續いた名門の家であり、すでに漢代から都の長安では、「城南韋杜、去天尺五」<sup>35</sup>（城南の韋氏）と杜氏は、「最高權力者としての」天（子）から離れてわずか五尺のみ」と言われたという。これはつまり、天子のそばにいて、それだけ大きな權力を持った一族だったことを示している。

また、楊曾文氏によると、韋氏一族は、北周逍遙公韋復<sup>いけ</sup>（五〇二―五七八）の時以來、佛教を信奉していた<sup>36</sup>という。宰相を十七人輩出し、唐の中宗（六五六―七一〇）にも重用された韋氏一族ではあったが、韋后（生年不詳―七一〇）の中宗毒殺により、韋后に關連した韋氏の一族は、朝廷から失脚し處刑された。しかしながら、このこととはあくまでも韋后に直接關係した一族のみの範圍のことで、ほかの系列の韋氏及び地方にいる豪族の韋氏は、

變わらずに任官されているものもあった。<sup>38)</sup>

韋詵が、韋後の事件（七一〇）の後、開元中（七一三―七四一）に朝廷から縣令に任命されていることに鑑みると、韋後と直接な關係のあつた家系の出身でないことが考えられる。

## 二一、導江縣について

導江縣とは、現在の中國四川省都江堰市<sup>とこうえん</sup>である。成都から西に約六十キロ離れたところに位置する。秦の時代（紀元前二二―二〇六）からある古い都市で、その名の通り、江を導く堰が設置されている。秦の時代に作られたこの水利施設は、代々にわたつて維持され、現在も役目を果たしている。また、道教の聖地である青城山や古い町並みのその美しい景色と文化價值から、ユネスコの世界遺産に登録されている。

唐代の地理書である『元和郡縣圖志』<sup>39)</sup>卷三十一、七七三頁に、導江縣についての記述がある。

本漢郫縣地。武德元年於灌口置盤龍縣、尋改爲灌寧縣。二年、又改爲導江縣。取禹貢岷山導江之義也。屬成都、垂拱二年割屬彭州。

（本は、漢の郫縣の地。武德元年（六一八）、灌口に盤龍縣を置き、尋いで改めて灌寧縣と爲す。二年（六一九）、又た改めて導江縣と爲す。『禹貢』の岷山導江の義を取るなり。成都に屬し、垂拱二年（六八六）に割いて彭州に屬す。）

武德元年（六一八）は、隋が滅び、唐が始まつた年で、唐高祖の執政下の時代であつた。その翌年（六一九）に、導江縣に改められている。名の由來は、古代の中國の地理書であつた『禹貢』の中の一文中から取つたとされている。<sup>40)</sup>

また、『新唐書』<sup>41)</sup>卷四二、一〇八〇頁（地理志）では、導江縣について、このように述べられている。

導江 望。本盤龍。武德元年以故汶山置。尋更名。貞觀中曰灌寧。開元中復爲導江。有侍郎堰、其東百丈堰、

韋詵撰『注大般涅槃經』の現存諸本について（青木）

引江水以溉彭、益田、龍朔中築。又有小堰、長安初築。西有蠶崖關、有岷山、玉壘山。有鎮靜軍、開元中置。有白沙守捉城。有木瓜戍、三奇戍。

（導江、望。もとは、盤龍。武徳元年（六一八）故を以て汝山に置く。尋いでに名を更める。貞觀中（六二七―六四九）に灌寧と曰う。開元中（七二一―七四一）に復た導江と爲す。侍郎堰有り、其の東に百丈堰が、江水を引いて以て彭、益の田を溉ぎ、龍朔（六六一―六六三）中に築く。又た、小堰有り、長安（七〇一―七〇四）の初めに築く。西に蠶崖關有り、岷山、玉壘山有り。鎮靜軍有り、開元中（七二一―七四一）に置く。白沙に守捉城有り。木瓜戍、三奇戍有り。）  
これを見ると、導江縣は、貞觀中（六二七―六四九）に灌寧と呼ばれていたが、開元中（七二一―七四一）に復た導江という名前に戻ったことがわかる。

### 二―二、縣令という役職

唐代には、約千五百の縣が存在したと言われる<sup>(42)</sup>。その縣は、都に近いかどうか、人口の多さなどで約十等級に分かれている<sup>(43)</sup>。賴瑞和氏によると、唐代の縣の一級官員には四種ある。その階位を低いほうから並べると、縣尉、主簿、縣丞、縣令である。これらは中央朝廷から任命され、各縣に派遣される官員であり、九品三十階の流内官である<sup>(44)</sup>。通常、縣令になるには、この一番下の縣尉から任用され、段階を踏んでいくので、大體縣令となる年代は、三十代または四十代になるという。

### 三、成立年代

ここまで、巻首の署名について順番に見てきたが、では、一體『注涅槃經』はいつ頃成立したのだろうか。同

書には、「導江縣令」という署名があるので、縣令であった期間に撰じたことがわかる。先ほど、導江縣は、貞觀中（六二七―六四九）は、灌寧と呼ばれていたとの記述を挙げたが、その後再び、導江縣という呼稱に戻るの、開元中（七二一―七四二）である。思うに、『注涅槃經』が書かれたのは、この開元の期間中ではないか。

また、『東域傳燈目錄』において、『注涅槃經』と共に記載されていた韋諗の『注維摩經』は、天平勝寶五年（七五三）に興福寺の慈訓（六九一―七七七）によって、借り出されている。『正倉院文書』<sup>④5</sup>にその記録が残されている。これは、現在わかる範囲で韋諗に關する一番古い記録である。以下は『大日本古文书』<sup>④6</sup>を參考して、『正倉院文書』影印版を翻刻したものである。

『正倉院古文书影印集成十七』一〇六頁（宮内廳）

第三〇卷裏 14. 慈訓奉請經卷狀

1 謹奉請

2 注維摩詰經六卷 韋諗注

3 維摩詰經 二卷

4 大方等頂王經一卷 一名維摩詰子問經／已上三部九卷經以六年五月一七日便請留外嶋院

已上玖卷並黃紙及表綺緒紫檀軸無帙疏二部八卷請鬱多羅疏四卷 林法師疏二卷 請遠法師疏四卷

5 維摩經四部 無名疏五卷 元暁疏二卷

已上疏貳部八卷並白紙黃表紫緒梨軸

6 右件之經及疏欲請

韋諗撰『注大般涅槃經』の現存諸本について（青木）

7 合見請拾柒卷（經九卷疏八卷）並付便使沙美戒慈

天平勝寶五年九月三日使沙弥戒慈

慈訓

9 司判依請

10 次官佐伯宿禰今毛人

判官石川朝臣 豊麻呂

11 主典阿刀連酒主

12 依政所宣合請如前

知呉原生人

この記録を見ると、慈訓（六九一―七七七）が、沙彌戒慈を遣わして、天平勝寶五年（七五三）に韋諡の『注維摩經』六卷を借り出していることがわかる。ほかにも『維摩經』の注釋書を借り出していることから、恐らく研究比較のために借り出したのであろう。つまり韋諡の注釋書は、當時では、その内容に一定の評価があったと推測できる。

慈訓は、奈良時代法相宗興福寺の僧である。唯識法相の師に、興福寺の玄昉（生年不詳―七四六）と元興寺の良敏（生年不詳―七三八）、華嚴の師には、奈良大安寺の審祥（生没年不詳）がいる。慈訓にとって、同じ興福寺の玄昉は直接の師であった。

玄昉は『續日本紀』天平十八年（七四六）六月十八日の條に、その名の記載がある。そこには、靈龜二年（七一六）に入唐して、天平七年（七三五）に遣唐使の多治比真人広成に伴って歸國し、その際に、經典五千卷余り

を請來したと記してある。<sup>47)</sup>

また、玄昉より少し前に、道慈（生年未詳—七四四）が大寶二年（七〇二）に入唐し十六年間滞在して、その際に様々な經典を収集していたという記述がある（『扶桑略記』第六）<sup>48)</sup>。

韋諗の注釋書は、道慈または玄昉によつて請來された可能性が高い。このことから韋諗の活躍した年代は、恐らくは、八世紀前葉ごろではないだろうか。よつて、『注涅槃經』は、七一三年（開元元年）から七三五年（玄昉歸朝の年）年の間に著され、道慈または、玄昉によつて、日本にもたされたのではないかと推測できる。少なくとも、『注涅槃經』は、遅くても七五三年までには、『註維摩經』と共に、日本に請來されたであろう。成立年代及び日本への傳來のこの邊りの論證については、さらに詳しく研究する必要がある。

#### 四、『注大般涅槃經』の依據した『涅槃經』

では、次に『注涅槃經』は、『涅槃經』の北本に依據していることについて、考證したいと思う。吉藏（五四九—六三三）の『涅槃經遊意』に、

就此經有南北二本。廣略不同。北方舊本或有三十三或三十者。品唯有十三。南土文卷有三十六。有二十五品<sup>49)</sup>。此の經に就いて、南北の二本有り。廣略同じからず。北方の舊本、或いは三十三、或いは三十のもの有り。品は、唯だ十三有り。南土の文の卷、三十六有り。二十五品有り。

また、湯用彤氏によれば、

「總之南北二本之不同、一、爲品目増加。此僅及北本之前五品。二、爲文字上之修治、則南北本相差更甚微也。」<sup>50)</sup>

韋諗撰『注大般涅槃經』の現存諸本について（青木）

（總じて、この南北二本の不同は、一には、品目の増加と爲す。此れ、僅かに北本の前の五品に及ぶのみ。二には、文字上の修治と爲す。則ち南北本の相差、更に甚だ微かなり。）とある。

このように、大乘の『涅槃經』は、北涼の曇無讖（三八五―四三三）が玄始十年（四二二）に譯したいわゆる北本（四十卷）と法顯（三三七―四二二）が西域より持ち歸つた六卷本及びその六卷本によって改訂された三十六卷本の南本とがある。北本と南本の文字上の違いは少ないが、最も大きな違いが品目の分け方である。北本は、十三品のみであるが、南本は、二十五品にと細かく分かれている。

韋諫が書いた『注涅槃經』の品名と、「北本」「南本」の當該箇所を比較すると、以下の表になる。

【韋諫の注涅槃經】

【北本】

【南本】

卷第二 壽命品	卷第二 壽命品	卷第二 純陀品
卷第八 如來性品	卷第八 如來性品	卷第八 如來性品
卷第十 如來性品	卷第九 如來性品	卷第九 一切大衆所問品
卷第十二 聖行品	卷第十二 聖行品	卷第十一 聖行品
卷第十四 聖行品	卷第十四 聖行品	卷第十四 梵行品
卷第十九 梵行品	卷第十九 梵行品	卷第十九 光明遍照高貴德王菩薩品

「壽命品」は、「北本」では、卷第一から第二であるが、内容的には、南本の三十六卷『涅槃經』の「純陀品」にあたる。「如來性品」は、「北本」では、卷第四から第十までであるが、「南本」の「如來性品」は卷第八のみである。さらに、卷第十四については、『注涅槃經』も、「北本」も同じく「聖行品」であるが、「南本」では、「梵行品」となっている。また、卷第十九では、『注涅槃經』及「北本」は、「梵行品」であるのに対し、「南本」は、「光明遍照高貴德王菩薩品」であるため、明らかに『注涅槃經』は、「北本」に依據していることがわかる。

このほかに、『注涅槃經』と「北本」・「南本」の分巻の仕方が異なる場所が二箇所ある。『注涅槃經』の卷第十は、「北本」では、卷第九の途中からはじまる。また、『注涅槃經』の卷第十二は、「南本」では、卷第十一の途中から始まる。

『大正藏』「北本」との比較において、一部分に南本に欠落している箇所があることや時々使用する言葉や文字の差異があるものの、大體のところは一致しているので、明らかに韋詒が依據した『大般涅槃經』は、「北本」であったことが言える。

## まとめ

中國唐代の無名な縣令が著した大乘『大般涅槃經』の『注涅槃經』について検討してきた。同書は、數少ない現存する「北本」『大般涅槃經』の注釋書としての價値がある。また、唐代の一官吏として、どのように『涅槃經』を理解してきたか。居士としての仏教理解という視点では、貴重な資料となり得よう。さらには、『大般涅槃經』の「南本」と「北本」のテキストの違いを研究する上でも、新しい素材となり得よう。これらのための基礎的資料の提供という意味で、本論文の發表をした。

前記で検討したように、『注涅槃經』は、開元中（七二二—七四二）に成立し、少なくとも七五三年までには、『註維摩經』と共に日本に請來されたのではないかと思われる。そして、恐らく道慈または玄昉によって請來されたのではないかと推測できる。ただ、實證するには、さらなる研究を要する。

また、今回の調査により、一縣令であった韋詒には、『注涅槃經』のほかに、『註維摩經』及び『金剛般若註』などの重要な經典についても注釋書があったことがわかった。その『註維摩經』が、日本では他の著名な『維摩



經』の注釋書、例えば元曉のものなどと一緒に貸し出されていた。これほど、奈良時代では重要視されたのにもかかわらず、後代ではあまり参照されなかった理由は、何であるのかについては、さらに検討する必要がある。以上、断片ではあるが、韋諗及び『注涅槃經』の現存諸本について現在わかっていることを記してきた。今後の課題として、目下翻刻中の卷第二及び卷第十二について、注釋文そのものに焦點を當てる予定である。

## 註

(1) 今まで、毎日新聞社發行の『重要文化財20（書跡・典籍・古文書Ⅲ）』などの重要文化財の圖録でしか部分的な寫眞を見ることのできなかつたのだが、國際佛敎學大學院大學の齊藤明先生及び東京大學の學友であつた三重縣伊賀市天臺眞盛宗西念寺市川直史副住職のご紹介により、三重縣津市にある天台眞盛宗別格本山西來寺寺井良宣山主をご訪問することができた。訪問の際には、國際佛敎學大學院大學の落合俊典先生及び同大學附置日本古寫經研究所の前島信也研究員にご同行頂いた。そして、山主のご好意により、二〇一七年の七月に實際に京都國立博物館にて、卷第二及び卷第十二を熟覽し調査することができた。調査の際に、落合俊典先生、京都國立博物館の赤尾榮慶名譽館員、京都國立博物館の上杉智英研究員にご同行頂きご指導を賜つた。この場を借りて、厚く御禮申し上げたい。

(2) 本論文では、本文及び翻刻文において、可能な限り正字を用いた。しかしながら、現在の技術を以て正字にできない字は、常用字を使用している。翻刻に際して、舊字、異體字、俗字等は、概ね正字に改め、訂正補入等は敢えて記さずに翻刻した。また、（ ）内は、書き下し文及び西曆年、（ ）内は、筆者が補つたものである。

(3) 坂本廣博「重要文化財・毘沙門堂藏本『注大般涅槃經』卷十四・聖行品について」（『叡山學院研究紀要』第三号、一九八〇年、三六頁～四一頁）。

(4) 小野玄妙『佛書解説大辭典』第八卷（大東出版社、一九六四年、五十頁）。

- (5) 『重要文化財 20 (書籍・典籍・古文書Ⅲ・佛典Ⅰ)』(毎日新聞社、一九七五年、六四一―六五頁。)
- (6) 『國寶・重要文化財大全』7 書跡(上卷)(毎日新聞社、一九九八年、四九四頁。)
- (7) 『特別展 神佛います近江』(思文閣出版、二〇一二年、八八頁、一五八頁。)
- (8) 『神奈川縣文化財圖鑑』(書蹟篇)(神奈川縣教育委員會、一九九〇年、八四頁。)
- (9) [http://kunshitei.bunka.go.jp/bvsv/index\\_pc.asp](http://kunshitei.bunka.go.jp/bvsv/index_pc.asp) (二〇一八年五月二十五日閲覧)
- (10) [http://www.pref.shiga.lg.jp/edu/katei/bunkazai/bunkazaimokuroku/yukeibikou/files/bikoh\\_ohsupdf](http://www.pref.shiga.lg.jp/edu/katei/bunkazai/bunkazaimokuroku/yukeibikou/files/bikoh_ohsupdf) (二〇一八年五月二十五日閲覧)
- (11) <http://www.rekihaku.otsu.shiga.jp/db/bunka/detail.html?349> (二〇一八年五月二十五日閲覧)
- (12) 『東域傳燈目錄』『大正藏』卷五五、一一四五頁―一一六五頁)
- (13) 井上光貞『日本古代思想史の研究』(岩波書店、一九八二年、二三〇―二三二頁。)
- (14) 東京大學史料編纂所編『大日本古文书』(東京大學出版會、一九六八年。)
- (15) 『高山寺本東域傳燈目錄』(高山寺資料叢書第十九冊)(東京大學出版會、一九九九年、影印二〇五頁、翻字七八頁。)
- (16) 『東域傳燈目錄』『大正藏』卷五五、一一五四頁中段。)
- (17) 東京大學史料編纂所編『大日本古文书』編年之三 天平二十年―天平勝寶五年(東京大學出版會、一九六八年、六四二―六四三頁。)
- (18) 『高山寺本東域傳燈目錄』(高山寺資料叢書第十九冊)(東京大學出版會、一九九九年、影印五九頁、翻字一九三頁。)
- (19) 『東域傳燈目錄』『大正藏』卷五五、一一五一頁下段。)
- (20) 「中國・日本經典章疏目錄」『七寺古逸經典研究叢書』第六卷所收(大東出版社、一九九八年、一八三頁。)
- (21) 『法華經玄贊要集』の脚注に、「專一作草」とある。『法華經玄贊要集』卷三五(『卍新纂大日本續藏經』第三四卷、國

韋諡撰『注大般涅槃經』の現存諸本について(青木)

韋診撰『注大般涅槃經』の現存諸本について（青木）

書刊行會、一九八七年、九二四頁上段。）

(22) 「奈良朝現在一切經疏目錄」『寫經より見たる奈良朝佛教の研究』所收（東洋文庫、一九六六年、一一三頁。）ここでは、婁診と記載されている。

(23) <http://www.apli.u-tokyo.ac.jp/ships/shipsecontroller>（二〇一八年一月二十九日閲覧）

(24) 釋公一未詳。

(25) 捷公一 大隋京師惠日道場沙門曇捷の『字釋』ことを指す。（『大正藏』卷五六、一四四頁中段。）

(26) 『妙法蓮華經釋文』（『大正藏』卷五六、一四六頁中段。）

(27) 爾の中古音 *ri:é* (*ri:é*)

(28) 『法華經玄贊要集』の注に、「專一作韋」とある。『法華經玄贊要集』卷三五（『正新纂大日本續藏經』第三四卷、國書刊行會、一九八七年、九二四頁上段。）

(29) 『大般涅槃經』卷二八（師子吼菩薩品十一）「若爲衆生有所演說、願令受者、敬信無疑。常於我所、不生惡心。寧當少聞、多解義味、不願多聞、於義不了。願作心師、不師於心。身口意業、不與惡交。能施一切、衆生安樂、身戒心慧、不動如山。欲爲受持、無上正法。於身命財、不生慳悋。不淨之物、不爲福業。正命自活、心無邪詔。受恩常念、小恩大報。善知世中、所有事藝。善解衆生、方俗之言。讀誦書寫、十二部經。不生懈怠、懶墮之心。」『大正藏』卷十二、五三四頁上段。なお、隋の吉藏の『法華玄論』卷八に、「又法師者、法乃尊妙、要由人弘。人有弘法之功、名人爲法師。如云、當作心師、不師於心。今亦如此。以弘法故、爲法作師。此化他法師也。」（『大正藏』卷三十四、四三二頁中段。）

(30) 『法華經玄贊要集』卷三五（『正新纂大日本續藏經』第三四卷、國書刊行會、一九八七年、九二四頁上段。）

(31) 狩一けもの。「狩、猶獸也。」『公羊傳注疏』桓公四、十九丁（四庫全書電子版）『文淵閣四庫全書電子版』—原文及全文檢索版—、香港…迪志文化出版、一九九九年。唐徐堅『初學記』卷二二、二十三丁「狩、獸也。」（四庫全書電

子版』『文淵閣四庫全書電子版』—原文及全文檢索版—、香港：迪志文化出版、一九九九年。）

(32) 『法華經玄贊要集』卷十（『已新纂大日本續藏經』第三四卷、國書刊行會、一九八七年、四一三頁中段。）

(33) 『妙法蓮華經』卷一（序品）「爾時、釋提桓因與其眷屬二萬天子俱。復有名月天子、普香天子、寶光天子、四大天王、與其眷屬萬天子俱。自在天子、大自在天子、與其眷屬三萬天子俱。娑婆世界主梵天王——尸棄大梵、光明大梵等、與其眷屬萬二千天子俱。有八龍王——難陀龍王、跋難陀龍王、娑伽羅龍王、和脩吉龍王、德叉迦龍王、阿那婆達多龍王、摩那斯龍王、優鉢羅龍王等、各與若干百千眷屬俱。有四緊那羅王——法緊那羅王、妙法緊那羅王、大法緊那羅王、持法緊那羅王、各與若干百千眷屬俱。」（『大正藏』卷九、二頁上段。）

(34) 『妙法蓮華經文句』卷二（序品）「次列、四、緊那羅、亦云眞陀羅。此云疑神、似人而有一角、故號人非人。天帝法樂神、居十寶山、身有異相、即上奏樂。佛時說法、諸天弦歌、般遮于瑟、而頌法門。」（『大正藏』卷三四、二五頁上段。）

(35) 「隋唐都京兆杜氏・韋氏皆以衣冠名位顯故、當時語曰、城南韋杜去天尺五。二家各名其鄉、謂之杜曲・韋曲。自漢至唐、未嘗不爲大族。」宋・鄧名世撰『古今姓氏書辯證』卷二十四、二丁（『四庫全書電子版』『文淵閣四庫全書電子版』—原文及全文檢索版—、香港：迪志文化出版、一九九九年）。「韋・杜二家歷代全顯宦故、唐人語曰、城南韋杜去天尺五。」『陝西通志』卷七三、六十一丁（『四庫全書電子版』『文淵閣四庫全書電子版』—原文及全文檢索版—、香港：迪志文化出版、一九九九年）。「ここで見られるように、韋氏は、歴代官職についており、朝廷への影響力が大きかったことから、天（最高権力者である天子）から離れること僅かに五尺（約一五〇糎）と言われていた。

(36) 楊曾文「淨覺及其『注般若波羅蜜多心經』與其校本」（『中華佛學學報』第六期、臺北：中華佛學研究所、一九九三年、二四一頁。）

(37) 矢野主税「韋氏研究（二）」（『人文科學研究報告』十一（臨時増刊號）一九六二年、二二一—四九頁。）矢野氏によれば、韋氏は、漢の末及び晋の末の戦亂により、地方に散って、南北朝には、地方でいくつかの豪族が形成され、唐代になる章詒撰『注大般涅槃經』の現存諸本について（青木）

韋諗撰『注大般涅槃經』の現存諸本について（青木）

二〇

と、中央で活躍する韋氏にもいくつかの家系ができたという。

- (38) 矢野主税「韋氏研究（二）」（『人文科學研究報告』十一（臨時増刊號）一九六二年、三八頁。）
- (39) 李吉甫撰『元和郡縣圖志』下（中國古代地理總志叢刊）（北京：中華書局、一九八三年、七七三頁。）
- (40) 諸説あり。
- (41) 『新唐書』卷四二（北京：中華書局、一九七五年、一〇八〇頁。）
- (42) 頼瑞和『唐代中層文官』（臺北：聯經出版社、二〇〇八年、二三八頁。）
- (43) 唐代の縣の等級の分け方は、一番細かく分けているのが、『元和郡縣圖志』及び『新唐書・地理志』である。ただ、詳細すぎるため、通常は、『通典』のように、七等級、あるいは『唐六典』・『舊唐書』及び『新唐書』の「職官志」のように、六等級（京縣、畿縣、上縣、中縣、中下縣、下縣）に簡略化する。頼瑞和『唐代中層文官』（臺北：聯經出版社、二〇〇八年、二二九―二四三頁。）
- (44) 頼瑞和『唐代中層文官』（臺北：聯經出版社、二〇〇八年、一三四頁。）
- (45) 宮内廳正倉院事務所編『正倉院文書影印集成』十七 塵芥文書（八木書店、二〇〇七年、一〇六頁。）
- (46) 東京大學史料編纂所編『大日本古文书』編年之三 天平二十年―天平勝寶五年（東京大學出版會、一九六八年、六四二―六四三頁。）
- (47) 『續日本紀』（新日本古典文學大系12）（岩波書店、一九八九年。）
- (48) 養老元年の條に、「同年。道慈法師自唐歸朝、涉覽經典、尤精三論。」とある。『扶桑略記』第六 元正（靈龜二年―養老二年） 黑板勝美編、『新訂増補 國史大系』第十二卷（吉川弘文館、一九九九年。）
- (49) 『涅槃經遊意』（『大正藏』卷三八、二三〇頁上段。）
- (50) 湯用彤『漢魏兩晉南北朝佛教史』（臺北縣新店市：彌勒出版社、一九八二年、六一〇頁。）



## Summary

### Extant Manuscripts of the *Zhu daban niepan jing* 注大般涅槃經 by Wei Shen 韋諗

Chialin Aoki

The *Zhu dabanniepan jing* 注大般涅槃經 by Wei Shen 韋諗 is a commentary on the Mahayāna *Mahāparinirvāṇasūtra* 大般涅槃經. Little is known about Wei Shen other than the fact that he was a prefectural governor under the Tang Dynasty. In spite of his lay background, Wei Shen appears to have had extensive knowledge of Buddhism. He also authored the *Zhu Weimo jing* 註維摩經 or *Commentary on Vimalakīrtinirdeśasūtra*, the *Jinggang bore zhu* 金剛般若註 or *Commentary on Vajracchedikāprajñāpāramitā-sūtra* as well as perhaps the *Zhu Fahua jing* 注法華經 or *Commentary of Saddharmapuṇḍarikasūtra*.

The *Zhu dabanniepan jing* does not seem to have had a wide, if any, circulation in China. The only records about it are found in Japanese sources such as the *Shōsōin Collection* 正倉院文書 and the *Tōiki dentō mokuroku* 東域傳燈目錄 by Eichō 永超 (1014–1095). According to the *Tōiki dentō mokuroku*, the commentary had thirty scrolls 卷. Only six scrolls survive, however, to this day, i.e. Scrolls II, VIII, X, XII, XIV, and XIX. Most of them are nationally designated important cultural property in Japan, which makes direct access to them extremely difficult. The text can, nonetheless, be read thanks to the *Catalogues of Nationally Designated Important Cultural Property* 重要文化財 20 (書籍・典籍・古文書 III・佛典 I) published by the Mainichi Newspapers.

In July of 2017, I had the opportunity to examine scrolls II and XII at Kyoto National Museum, but the findings presented in this paper rely mainly on the above mentioned catalogues as well as on citations from

韋諗撰『注大般涅槃經』の現存諸本について(青木)

other commentaries and documents stored in the *Shōsōin Collection*. My research is in progress, which makes my conclusions provisional, but given the paucity of information on the author and the text, I feel that sharing them with the wider academic community has its meaning.

Based on my investigation so far, I suggest that the *Zhu dabanniepan jing* may have been written sometime between 713 and 741. It was probably brought to Japan by Dōji 道慈 (?-744) or Genbō 玄昉 (?-746) and copied by official scribes in the Nara Period, to be precise, sometime before 753. It remains, however, a mystery why this commentary written by an unknown provincial governor was transmitted to Japan. This paper is intended to shed more light on Wei Shen's *Zhu daban niepan jing* and its textual history.

*Postgraduate Student,  
International College  
for Postgraduate Buddhist Studies*